

「捜査・公判協力型協議・合意制度の運用と弁護実践」

2018年3月30日(金)

鈴木 一郎 (54期) ●Ichiro Suzuki
現日弁連刑弁センター事務局次長、
現大阪弁護士会刑事弁護委員会委員長

大橋 君平 (55期) ●Kumpei Ohashi
東京弁護士会会員

〈略歴〉
2002年 弁護士登録(東京弁護士会)
2015年 ニューヨーク州弁護士
2008年～2012年、2015年～現在 刑事弁護委員会副委員長
2007年～2013年 日弁連刑事弁護センター委員
2014年～現在 日弁連刑事弁護センター幹事

CONTENTS

- 1 司法取引と刑事免責の意義と異同
- 2 司法取引制度について
- 3 刑事免責制度について
- 4 ビデオリンク制度についての改正
- 5 弁護活動における注意点

〈次号掲載〉

事例

1 司法取引と刑事免責の意義と異同

大橋 司法取引は、日本版司法取引とも、協議・合意制度ともいわれます。この制度には、2つの事件が出てきます。まず、弁護人が刑事事件として既に担当している事件とは別の事件、他人の犯罪です。これを標的事件と呼びます。それから、被疑者・被告人に弁護人が付いていて、既に弁護活動をしている本体

の事件です。これを合意事件と呼びます。司法取引は、被疑者・被告人が他人の犯罪、すなわち標的事件の捜査・公判に協力し、それと引換えに検察官が合意事件の中で恩典を付与するといった有利な取扱いをすることを合意する制度です。最終的にそのような合意を成立させることを目指して協議する手続の在り方についても定められているので、協議・合意制度と呼ばれます。

次に、刑事免責制度です。刑事免責制度は、検察官と弁護人が何かを合意するという制度ではありません。検察官側で何らかの証言が必要だと判断した場合に、その対象となる人の証言拒絶権を法的に剥奪し、強制的に供述を得るという制度であり、これに必要な要件が定められています。

両者は、いずれも検察官の証拠収集のための制度と位置づけられていますが、協議・合意制度は、後ほどご説明する特定犯罪と呼ばれるものに限って、この手続をとることができます。他方、刑事免責制度は、特定犯罪にはかぎりません。また、協議・合意制度は、検察官と弁護人が合意し、その合意に従った効果が生まれるものですが、刑事免責制度は、あくまで検察官が一方的に措置をとることができるという点で違いがあります。検察官が、これまでなかった新たな証拠収集手段によって供述証拠を集めることができるという点では共通していますが、適用される場面は異なるのです。

よって、両者は、それぞれの制度を相互補完的に併用し、あるいは場面ごとに使い分けの形で、機能していくこととなります。両制度をそれぞれ詳しく説明します。

2 司法取引制度について

(1) 司法取引制度の内容

司法取引制度は、対象となる犯罪・事件に限られており、標的事件、合意事件、いずれも特定犯罪に該当する必要があります。特定犯罪とは、刑法犯として挙げられているもの、組織的犯罪処罰法に挙げられているもの、財政経済犯罪、薬物等に関する犯罪、特定犯罪本罪とする犯人蔵匿・証拠隠滅等の犯罪と大きく5つに分類されています。

続いて、本制度は最終的に合意を成立させる制度ですが、どういう合意かという点、弁護側、検察側、それぞれ特定の行為を行うことを約束する内容の合意です(350条の2第1項)。具体的に、まず合意事件の被疑者・被告人が約束できる行為は、その標的事件について、取調べにおいて真実の供述をすること、その標的事件についての証人尋問で真実の供述をすること、捜査機関による証拠収集に関して証拠提出その他の証拠収集に必要な協力をすることの3つです。これに対して、検察官が約束できる行為は、合意事件について不起訴処分をすること、公訴取消しをすること、特定の訴因、罰条で起訴し、あるいはそれを訴因変更せずに維持すること、起訴された後であれば、特定の訴因、罰条の追加、撤回、変更の請求をすること、特定の求刑をすること、即決裁判手続の申立てをすることなどがあります。検察官がもともと有している訴追裁量権に基づき、その裁量を使って、特定の処分ないし求刑を約束するという点になります。

合意が成立した場合の効果としては、当然ながら、合意の各当事者は合意内容を履行する義務を負うこととなります。被疑者・被告人は、捜査に協力する義務を負い、検察官は、特定の処分、あるいは求刑をする義務を負うこととなります。後ほど説明するように、履行確保の方策も法律上手当てがされています。

(2) 司法取引成立までの流れの概要

まず協議が始まるところからスタートします。検察官の側から弁護人の方に持ち掛ける

場合も、その逆の場合もあり得ると想定されています。協議の申出を受けた側は、協議を開始するかどうかを決めることになります。

協議を開始すると、このような協力的行為をしてもらえないか、このような恩典をもらえないかという打診をします。一方、どういった協力的行為がなし得るのかということについて、検察官が、被疑者・被告人から情報提供を求めることになります。

その結果、この情報は非常に価値がある、この被疑者・被告人は真実の供述の提供を真摯に実行する意思があると検察官が判断し、また弁護人側でこれだけの恩典が得られるのであれば協力する価値があると、両者の方向性が一致すれば合意に至ることになります。合意が成立した場合には、必ず検察官、被疑者・被告人、弁護人で連署して一通の合意書面を作ることになっています。当事者は、これに基づいて合意の履行をします。

(3) 協議とは

上記のとおり、本制度は、協議を行って合意をする制度ですが、この協議の主体については、350条の4に「検察官と被疑者又は被告人及び弁護人」と定められています。つまり弁護人がいないまま、検察官と被疑者・被告人だけで協議をすることは法律上想定されていません。また、「及び弁護人」と定められているように、弁護人だけが検察官と協議をするということも基本的には想定されていません。しかし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができると定められています。基本的には、検察官と弁護人とで必ず協議を行い、そこに被疑者・被告人の意思をきちんと確認して進めていくことが想定されています。

次に協議の進め方の問題です。協議を始めるに当たっては、司法警察員の送致事件、あるいは司法警察員が現に捜査している事件については、検察官にてあらかじめ司法警察員との協議(相談)を行う必要があります。

その関係で司法警察員が、協議の価値がないのではないかとといった話をするなど、協議の開始に当たって、検察官の判断に影響を及ぼすこ

とがあり得るとい構造になっています。

また、協議を始めるためには、協議開始の打診をしなければなりません。ここにも一種の話合いや、交渉が含まれることとなります。これを法律で定められている協議とどう区別するのかが問題になります。検察庁は、この点について、協議を始める段階の打診と実際の協議とは性質が違うものと整理をしています。

次に、協議の進め方です。協議は、基本的には検察官が、恩典を与える価値のある情報をこの協議・合意によって得られるかを見定めるところが中核になります。しかし、その協議に当たっては、供述拒否権を放棄して協議に入るとい構造にはなっていません。供述拒否権がある状態のまま、検察官からの供述の求めに対応していくことになっています。

また、基本的には、検察官が供述を求めのが原則的な構造ですが、司法警察員に協議に必要な行為をさせることができるという定めもあります。司法警察員が実際にその捜査に携わっていることなどを考慮して、標的事件の捜査のため必要と認めるときは、司法警察員に対して、供述を求めることその他の必要な行為をさせることができるとされています。この場合、司法警察員は、検察官が個別に授権した範囲内で協議に必要な行為をすることができると思っています。おそらく将来的に、検察官にて具体的にどのような行為を司法警察員に授権することを予定しているか、司法警察員にてどのような授権を求めてくるかが課題になると思います。

(4) 協議の結果と合意の成立

合意に至る場合に、合意ができるのは検察官だけとなっています。司法警察員は、検察官の授権を受けて合意の提示ができるだけで合意をすることはできません。

合意が不成立になったときは、協議における供述の証拠として使用を禁止するという効果が定められています。恩典が与えられるかもしれないと思、不利益なことを含めて色々話をした結果、結局協議が不調に終わり合意に至らなかった場合に、供述内容だけを取られてしまうということではいけません

ので、合意が成立しなかった場合には協議の中で話した供述の内容を証拠として使うことが禁止されています。

ただし、その協議の過程で、証拠物を提出した場合には、その証拠物には証拠の使用禁止が掛からないことになっています。どこまでが証拠禁止に掛かるのか、証拠禁止効を生じない場合にどのような不利益を生じるかを考えながら、情報の提示をしていく必要があります。

(5) 合意の履行

合意が成立すると、次は合意の履行の段階となります。合意した場合には、公判手続に特例が設けられています。合意事件の公判では、検察官は必ず合意内容書面を証拠調べ請求しなければなりません。また、合意からいずれかの当事者が離脱したという事情がある場合には、その合意離脱書面についても証拠調べ請求をしなければなりません。標的事件の公判でも、標的事件の証拠がこの協議・合意制度によって収集されたことを法廷に顕出することが制度的に担保されています。つまり、標的事件の公判においても、合意に基づいて収集された証拠が、その標的事件の被告人に不利益な証拠として法廷に提出される場合には、必ず合意内容書面を証拠調べ請求しなければなりません。合意離脱書面についても同様です。

(6) 合意の終了

何らかの事情で合意が終了する場合の取扱いについても法律上定めがあります。合意の終了については、合意からの離脱と、合意の失効という2つの概念があり、いずれの場合も、合意の終了により、当事者双方が合意内容を履行しなければいけないという状態ではなくなります。合意からの離脱とは、相手が合意に違反した場合、あるいは合意に至る動機に重大な錯誤があった場合に、合意の拘束から離脱することができるというものです。離脱するかどうかは、その当事者の自由です。合意の失効は、例えば、不起訴合意に基づき不起訴処分にしたが、検察審査会において、起訴相当、不起訴不当の議決があった場合、あるいは再審査によって起訴相当の議決があった場合に、合意が失効することになります。合意の失効

の場合は、派生証拠も使用禁止となります。

(7) 合意の履行

基本的には想定されませんが、検察官が合意に違反した場合は、裁判所が判決で公訴棄却しなければならない、あるいは協議によって提供された証拠を合意事件や標的事件の証拠にすることができないといった制裁が定められています。

他方、協力者が虚偽の供述をしたり、偽造・変造された証拠を提出したりといった形で合意に違反した場合には、制裁として5年以下の懲役という刑事罰が定められています。実際に、協力者の側で協議をして合意を成立させる場合には、この合意違反の制裁を受けるリスクを十分に説明した上で、合意を成立させる必要があります。

3 刑事免責制度について

刑事免責制度とは、本来証人に認められている証言拒絶権を、その証人の刑事事件についてその証言及び当該証言から派生して得られた証拠の使用を禁止することと引換えに剝奪する制度です。

典型例は、組織犯罪です。組織犯罪における上位者の処罰のため、下位者を免責してでも証人尋問での証言を強制するために、本制度の利用が考えられます。関与の薄いものを免責して、その代わりに処罰が必要な上位者の立証に、会社の証言を強制させるといった利用が考えられます。

司法取引制度も、上位者の関与を明らかにするために利用するということが想定されていますので、刑事免責制度と司法取引制度を、相互補完的に利用することになると考えられます。刑事免責制度は司法取引制度と異なり、検察官が一方的に利用することもできるため、事件によっては、刑事免責制度の申立てを想定しながら対応する必要があるかもしれません。

また、司法取引制度と異なり、刑事免責制度の場合は、対象犯罪の限定がありません。特定犯罪以外の事件、例えば集団窃盗事件な

どでは、司法取引制度は利用することができませんが、刑事免責制度の申立てを検察官が行うことは十分考えられます。

検察官が刑事免責制度の適用を請求した場合には、裁判所は原則として免責決定をしなければならないなりません。裁判官に裁量が与えられているものではなく、検察官が申立てをすれば、刑事免責制度に基づいて、証言を強制されることとなります。

同制度は、157条の2、157条の3に規定されています。157条の2は、証人尋問の実施前に、当該証人が証言拒絶することが予測される場合に、検察官が刑事免責請求する場合の条文です。157条の3は、証人尋問で当該証人が証言拒絶した後に検察官が刑事免責請求する場合の条文です。

条文は2つに分かれますが、要件と効果は共通しています。証言の重要性、関係する犯罪の軽重、情状その他の事情を考慮して必要な場合が要件とされています。すなわち、証言が犯罪の証明に不可欠であり、標的事件の刑事処罰が優先される事情を考慮して、必要と認められる場合に刑事免責請求することができるということになっています。その効果は、証人が刑事訴追を受ける恐れがある、あるいは有罪判決を受ける恐れがある事項、すなわち通常であれば証言拒絶できる事項について証言拒絶が許されず、証言が強制されるということになります。また、自己負罪拒否特権が刑事免責によって失われるため、当該証人が宣誓拒絶、証言拒絶、偽証をすると処罰の対象になります。なお、宣誓拒絶罪と証言拒絶罪の法定刑は、今般の改正により、1年以下の懲役、又は30万円以下の罰金と非常に厳罰化されています。

そして、義務づけられた供述又はこれに基づいて得られた証拠は、証人の刑事事件において不利益な証拠とすることができないという効果も生じます。これはつまり、証人が具体的な供述をすると、その分免責の範囲が広がり得ます。ただし、この免責の意味は、証拠とすることができないのみであって、免責証言の対象となった犯罪事実自体を免責するというものではありません。外国ではそのよう

な犯罪行為自体についての免責の法制度があって、行為免責と呼ばれることがあります。本制度はそういった制度ではありません。他の証拠に基づいて有罪判決を受ける可能性は残ります。また、民事訴訟の証拠として用いることは禁止されていません。証言は強制されるが、結局処罰を受けることもあり得るし、また証言の結果、民事的に不利益な取扱いを受ける可能性もあることに注意が必要です。

4 ビデオリンク制度についての改正

ビデオリンク制度の改正点についてもご説明します。証人保護の趣旨から範囲が拡大されました。元々の制度は、法廷で審理をしているときに同じ裁判所構内の別室で、証人に証言をしてもらい、法廷とその証言している場面をビデオで実況中継するという制度です。改正後は同一構内という要件を外して、別の裁判所でもビデオリンクを行うことができるようになります。対象犯罪の限定はありませんが、出頭の前後の機会に何らかの加害行為を受けたり、物理的に出頭が困難であったりするなど一定の要件が設けられています。

実務上は、例えば非常に遠方にいる専門家に証言をお願いする場合に、同一構内以外の裁判所でも証言をお願いできるなど、弁護士側での活用も考えられます。また、やはり検察官証人について、色々な理由で同一構内以外のビデオリンクが実行されることが多くなるだろうと考えられます。その場合、証拠を示して反対尋問することが非常に難しい場合もでてきます。事前の準備が非常に重要になります。

5 弁護活動における注意点

今後は、協議合意制度の対象事件においては、軽率に供述しないように教示する必要があります。本人が何の問題意識もなく供述をすると、その結果、本来であれば協議・合意の対象になるような情報が取調べの一環とし

て捜査官に全部把握されるということになるかもしれません。そうならないように、早い段階で接見したときに目配りをしながら、アドバイスをする必要があります。

司法取引制度、刑事免責制度がこれからのように運用されるのか、未知数な部分が多いです。もしご担当事件で、両制度を利用された場合は、事例の集積のため、是非とも日弁連にご報告をお願いします。

鈴木 ここから私が進行役を務め、まず協議・合意制度と刑事免責の各制度が具体的にどのように使われるかをご説明します。両者は対象犯罪に違いがあるため、別々に使われる場面も当然出てきますが、両者を適用できる場合にどのように使われるのかが問題になります。この場合、おそらくアメリカの大陪審のようにまず刑事免責を最初に使うと思います。関与の小さい人、どうせ不起訴になる人から刑事免責で供述を取っていく、具体的には、捜査の段階で不起訴になる地位の人に、刑事免責を掛けて供述を取り、捜査情報を入手していくと思います。

それから一定程度重要な情報を握っている人に対しては、検察官から司法取引を持ち掛けると考えられます。司法取引を持ち掛けたときに、自分の供述価値がある程度分かっていたら当初は黙秘しているはずですので、そのときに被疑者に対して検察官から、「黙秘を続けていたとしても、刑事免責で、証言をもらうこととなります」と言われる可能性があります。このような揺さぶりを掛けられた被疑者は、刑事免責制度で証言した事実については免責が得られるが、他の証拠から有罪認定されてしまうかもしれないという微妙な立場に置かれた場合に、刑事免責に賭けて起訴されないことを願うか、それとも司法取引をしてしまって早期に安定した地位を確定させるのかを検討することになります。

検察官としてはこのように悩ませにくると思います。これは弁護士としても悩まざるを得ないと思います。実際どう検察官が運用してくるか分かりませんが、アメリカではどうもそのように使われているようで、日本も同

様ではないかと想定しています。

大橋 司法取引制度の運用の仕方は、かなり地域差が大きいと言えます。個人的な体験では、ニューヨーク州の裁判所の事件では、弁護人と検察官との間で他人の犯罪についての情報提供と引換えに恩恵を得る合意が成立した例はほとんどありません。1,000件刑事事件があるとして、申入れを検察官からしてくる事件が5件程度、成立した例はゼロと聞きました。これはカルチャーとして、他人の犯罪を売ることがコミュニティの中で非常にネガティブに捉えられ、そういった合意をすると、今後ニューヨークの地域社会で暮らすことができなくなると捉えるからだそうです。刑事免責の運用も、同様だと思います。やはり協議をして合意を得られないのであれば、刑事免責制度を使うしかありませんが、鈴木先生が言われたように、処罰価値がもともとない人とは、協議をしていると面倒くさいし、何か恩典を与えられるわけではないので、刑事免責制度を使って、まず証拠を集めようという発想になる可能性も十分あると思います。

もう1つ、刑事免責制度は検察官側からしか使えず、弁護人から持ち掛けられるのは協議・合意制度しかありませんので、違いが出てくるのではないかと思います。アメリカはホワイトカラー犯罪でも刑罰が重いので、自分がまずい立場に置かれていると思うと、誰が最初に検察官に情報を売り込むかの競争になる場面もあると聞きます。この点でも両制度の使い方の違いが出てくる可能性があると思います。

鈴木 日本でいえば、企業と一般市民の文化は当然違い、企業については損得で考える文化がありますので、適用しやすいのではないかと思います。

地域差については、素直な県民性のところではおそらく協議・合意制度を使う必要は出てこず、逆に大阪みたいに損得を考える文化の地区では、協議・合意制度を捜査機関に持ち掛ける場合が頻発するのではないかと思います。

次に検察庁から出された当面の運用についての考え方を話ししていきます。まず協議の申出とこれへの応答から始まりますが、検

察庁は、この前に協議の開始に当たってのやりとりを想定しています。その後、協議が開始されますが、検察庁は、協議の開始書を作り、この作成をもって協議が開始されたことにするようです。ここには、弁護人の名前も入れることが想定されています。協議を開始すると、合意不成立になった場合、協議における供述を証拠として用いることができないとの法的効果が発生しますので、どの時点から協議が開始されたのが重要になるため、書面を作成することで紛争を防止する趣旨の書面です。

どのような協議がなされたかについては、検察官によって協議経過報告書が作られます。協議は、自由なやりとりを確保すべく、基本的に録音、録画による可視化はされないこととなっていますが、そうすると協議でどのようなことが話し合われてどう合意が成立していったのか、公判証言がどのように出たのかというプロセスは、この協議経過報告書を見ないと分からないということになります。標的事件の弁護人の立場からすれば、この協議経過報告書は反対尋問に当たって非常に重要なものとなりますので、必ず開示を求めなければなりません。

また、合意が成立した後も、契約内容について後に紛争が生じた場合、協議の経過がどう進んだかが、事実経過を把握するために重要な証拠となる可能性があります。これは検察官が1人で一方的に作るのですが、そういう意味では、それで良いのかという問題意識を持たなければならないと思います。実務上は、弁護人にて、「協議経過報告書を作成したら下さい」と検察官に伝えて、チェックをして誤りを書面で指摘したという足跡を残しておく必要が出てくるかと思っています。

次に、合意が成立せず、協議を終了させる場合には、協議終了に関する確認書が作られます。これは、結局協議が終わると、捜査機関はまた取調べをすることになり、協議の終了が被疑者には理解しづらいことから、書面を残して、「これ以降は協議ではなく取調べです」ということを明らかにする趣旨の書面です。この書面は、協議開始書と異なり、弁護

人宛に検察官のみによって作成される書面です。取調べを受けるのは被疑者であるため、弁護士宛で良いのかという問題もあります。

逆に合意不成立ではなく、合意が成立する場合には、合意内容書面が作成されます。検察庁で出しているサンプルがありますが、その内容どおりには作らないようにしてください。検察庁からすれば、協議・合意制度も刑事免責制度も、捜査機関の証拠収集のための制度です。弁護士や被疑者のための制度ではありません。そのことを弁護士は意識しておかないといけません。

他方、協議・合意制度もそのやり方によっては、弁護士や被疑者のために有利に使うこともできるかもしれません。どれだけ検察官が、自分たちが中心になって協議・合意制度を運用すると考えていても相手方のある問題なので、全て思うようにできるわけではありません。協議の進め方によって、合意内容も多少変わってくることはあり得ます。協議・合意制度を使うときには、そういうことを念頭に進めていただければと思います。

今度は具体的な事例を念頭に、運用の仕方を考えていきたいと思います。

発展途上国の外国紙幣を、高額の価値があると偽って高齢者に売り、お金を取るという投資詐欺の事案を想定してください。B社という会社に代表取締役と従業員がいるが、代表取締役も含めて皆、詐欺の実行行為を行う営業担当者という事例です。B社の上には同社をコンサルティングするA社があります。コンサルの体をとっているが、実際はB社のみをコンサルする会社です。A社には共同代表者の甲と乙がいますが、事務員のほか従業員はいません。共同代表者のうち、乙がコンサルという形をとってB社の営業担当者にLINEを通じて詐欺のやり方、営業のかけ方を指示しています。B社からは、高齢者から取ったお金がコンサルフィーとしてA社に還元されるという組織的な詐欺の形態です。

この事例の場合、捜査を担当する検察官が、協議・合意制度を使うかですが、事案の選定について検察庁は、「合意制度を利用するため

には、本人の事件についての処分の軽減等をしてもお、他人の刑事事件の捜査・公判への協力を得ることについて国民の理解を得られる場合でなければならない」としています。基本的には従来の捜査手法では同様の成果を得ることが困難な場合に、協議の開始を検討することとなります。その際は、本人の協力的行為によって合意制度の利用に値するだけの重要な証拠が得られる見込みがあったり、協議における協力者本人の供述に裏付証拠が十分にあるなど、積極的に信用性を認めるべき事情がある場合でなければ合意しないということを考える必要があります。また、協議の開始を検討するに当たっては、「協議を行うことによる捜査・公判への影響をも考慮する必要がある」とされています。

事例に戻ると、営業担当者は黙秘をしています。当然被害者は何人もいますが、その被害者によって、実行者たる営業担当者がそれぞれ異なります。このような場合、営業担当者は、余罪がどんどん起訴されていくが、みんな黙秘しているという状態です。

営業担当者を逮捕して、A社の乙を捜査するために司法取引を検察官が持ち掛けようとするのかを考えてみましょう。まず、営業担当者の処分を軽減してもなお乙の刑事事件の捜査・公判への協力を得ることについて、国民の理解は得られそうです。次に、基本的には従来の捜査手法では同様の成果を得ることが困難な場合かについてです。営業担当者の弁護士として、乙について供述をするので取引を考えてくださいという協議の申入れをした場合、どうなるでしょうか。これを考えるには、この事例でどのような証拠があったかを示す必要があります。証拠関係として、まずB社の営業担当者が、被害者の銀行でのお金の引き出しについて行ったところ、銀行の窓口担当者が不審に思い、警察に通報しました。営業担当者は未遂で捕まり、この際名刺を所持していたので、B社にガサが入りました。すると、過去に営業した被害者名と営業担当者名の書かれた名簿が全部残っていました。また営業担当者の携帯電話も押収されていると

いう場合を想定してください。従来の捜査手法でも、携帯電話の解析をしてLINEによる指示の事実等が明らかになり、乙が指示をしていたそれ以外の実行担当者も明らかになります。乙を立件するのはそんなに難しいこととは思えません。そうすると、この営業担当者の弁護人から検察官に対して、協議を持ち掛けたとしてもおそらく検察官は応じないと思われる。次は、捜査が進んだところを想定してみましょう。その後、LINEの履歴等に基づいて、乙が逮捕されたという場合です。乙以下の詐欺についての犯罪の証拠は客観的証拠としてある程度確保はできているが、A社の共同代表者である甲が関わっていたかどうか客観的証拠からは分からないという場合です。乙の弁護人としては、初回接見でどう対応すべきでしょうか。

大橋 まず従来の捜査手法でどういった証拠関係が集められていると見込まれるかを把握すると思います。また、今捜査官に判明している乙の状況から、乙にどういう処分が予想されるかといった見通しを伝えることになると思います。

その上で最終的に本人に何が一番利益になるのかを、協議・合意制度の存在を踏まえて一緒に考えていく形で話を進めていく必要があると思います。つまり、従来のアドバイスに加えて、協議・合意制度の構造や、首謀者の関与状況等を明らかにするために検察官に武器が与えられたというような制度の背後にある考え方を説明し、「あなたのような立場にいる人からするとこの制度を有利に使う余地もあります」ということをアドバイスしていくことになると思います。

鈴木 従来のアドバイスに加えてとのことですが、今後乙は、上位会社であるA社の共同代表のうちの営業統括を担当していた乙自身の件について取調べを受ける可能性があります。弁護人として、取調べに対してはどのようにアドバイスすればいいのでしょうか。

大橋 それまで乙自身が供述を拒んでいるということであれば、基本的にはそれを継続するようアドバイスをするになると思

います。それ自体はおそらく従来と変わらないと思いますが、付け加えることとして、この協議・合意制度は、恩典を与えて取調べでは得られない供述を引き出す制度ですので、全部自分から供述を出してしまうとこの材料がなくなることにもなりかねないといったことも含めてアドバイスをすることになると思います。

鈴木 例えば、弁護人から司法取引という制度ができた旨を聞いて、乙自ら検察官に協議を持ち掛ける場合は想定されないでしょうか。この場合、弁護人としてはどういうことが心配になるのでしょうか。

大橋 協議が不調に終わって、合意が成立しなかった場合に、供述を証拠として使用することを禁止する証拠禁止効が得られない可能性が出てくることかと思います。本人が協議なのか分からない場面で、検察官から、情報を引き出されてしまうということも困ると思います。

鈴木 協議を持ち掛けられた検察官が、弁護人から話をするように言ってくればいいですが、乙が司法警察員に持ち掛け、本人は協議かもしれないと思いながら、取調べがそのまま進むということは十分に考えられます。弁護人としては、今までの黙秘をせよというアドバイスはいいですが、乙が欲をかって協議を自ら持ち掛けるような人の場合は、証拠がどう使われるのか、要は取調べでの供述と協議での供述は違うから、勝手に協議を開始したら駄目だということも言っておかないと危険だと思います。

なお、検察庁の通達では、被疑者からの申出があった場合について、協議の開始に先立ち、「双方の意見交換を経ること」とされています。検察官から被疑者本人および弁護人に対して主要な事項について説明すると共に協議開始書を作成します。協議の開始に先立って、申入れだけではなく、それに関する双方の意見交換を経ることとされている点が重要です。

協議開始の判断の在り方については、通達で「本人から取調べの場において協議開始を申入れられた場合、本人から、他人の刑事事件や提供可能な協力的行為の内容について聴取

講演録：「捜査・公判協力型協議・合意制度の運用と弁護実践」

すべきではない」と定められています。他方、本人から聴取しなくとも、協議に入るべきでないことが直ちに判断できる場合、例えばB社の営業担当者のように従来の捜査手法で立件可能な場合には、即座に検察官は断ることができる」とされています。また、本人がおよそ真摯に協議開始を申し込んでいるとは思われない場合、実際は何も知らないのに、自分はずごいことを知っている」と臭わせながら自らその取引をしようとする被疑者等もいますが、このような場合には、「本人に対し、直ちに、協議開始の申し込みに応じないことを明確に伝えるべきである」とされています。

そして、「あるいは、検察官は、本人に対し、弁護人も交えなければ協議ができないので、本人から申出があっただけでは協議は開始しないことを説明し、必要があれば弁護人から検察官に申し込めるようにと申し向けるべきである」とも定められています。実務上は

これが一番多く用いられると思います。検察官も即座に判断するのは怖いでしょうから、まず弁護人に相談し、必要があるなら弁護人から、申し出るようにしてくださいという対応です。重要なのは、その後、「取調べを継続する場合には、以後の取調べと本人からの協議開始の申し込めとは全く関係ないことを明確に伝え、取調べへの影響を遮断しておくことが必要」とされていることです。検察官も利益誘導で、その後の取調べで得られた供述の任意性や特信性等がないとして、証拠能力が否定されるということに危惧しているわけです。標的事件の弁護人は、こういうところをしっかりと確認する必要があります。取調べであれば、録音、録画されている場合がありますので、本人が協議の申し込めをしているのであれば、その後検察官がどう対応しているのか確認が必要です。 (次号へつづく) 〻

東京フロンティア基金
法律事務所
活動報告
 所長弁護士
 幣原 廣 (34期)

当事務所の平成30年9月～10月の活動報告は下表のとおりです。

【受任事件】●一般民事

種別	平成30年9月		平成30年10月		1月～10月合計	
	総数	扶助	総数	扶助	総数	扶助
夫婦関係	1	1	2	2	11	8
親子関係					3	2
相続関係	1	1	1	0	23	9
損害賠償	1	1			18	4
証券関係被害					0	0
消費者被害			1	0	15	1
日照被害					0	0
交通事故					3	2
不動産売買	1	1			4	1
不動産賃貸	1	0			3	0
相隣関係					0	0
金銭・保証	1	0			8	2
労働関係					0	0
会社整理					2	0
商取引関係					0	0
不当利得返還					1	0
建築紛争関係					0	0
行政関係					0	0
執行関係			1	0	5	0
成年後見等					0	0
刑事告訴					1	0
特別代理人					0	0
外国人					0	0
書類作成等	1	0	1	0	3	0
その他	2	0	6	0	27	0
合計	9	4	12	2	127	29

【受任事件】●クレサラ事件

種別	平成30年9月		平成30年10月		1月～10月合計	
	総数	扶助	総数	扶助	総数	扶助
任意整理	4	3	1	1	21	11
破産	8	8	9	9	61	58
特定調停					0	0
民事再生					5	4
その他					6	3
合計	12	11	10	10	93	76

【受任事件】●刑事事件(個人事件含む)

種別	平成30年9月	平成30年10月	1月～10月合計
私選弁護			4
国選弁護	5	10	54
被疑者弁護扶助			4
少年事件			0
その他			1
合計	5	10	63

【受任事件総数合計】

平成30年9月	平成30年10月	1月～10月合計
26	32	283

【法律相談】

相談の種類	平成30年9月	平成30年10月	1月～10月合計
電話相談	8	7	76
メール相談	1	0	7
事務所相談	9	9	80
相談から扶助へ	0	1	6
四谷センター相談	22	21	236
法テラス新宿相談	21	21	229
その他面接相談	3	6	71

所属弁護士紹介



菊池 秀明(65期)

●所属弁護士数/7名
(平成30年10月末現在)